

平成24年9月14日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 慎 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 福 島 日 出 夫 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年9月14日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 意見書案第3号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書
- 日程第2 意見書案第4号 北朝鮮による日本人拉致問題解決を求める意見書
- 日程第3 意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第4 意見書案第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 日程第5 意見書案第7号 農業体質強化基盤整備促進事業の継続・予算の確保を求める意見書
- 日程第6 委員長報告第4号 請願第3号 町道八枚坊所新村線の道路補修工事について
- 日程第7 討論・採決
- 日程第8 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 意見書案第3号

○議長（大川隆城君）

日程第1. 意見書案第3号 国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と国立病院の充実を求める意見書（案）、これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

私のほうから意見書の提出をさせていただきます。

---

意見書案第3号

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と  
国立病院の充実を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月14日 提出

---

国立病院の廃止・縮小・民営化に反対し、地域医療と  
国立病院の充実を求める意見書（案）

国立病院は、がん・脳卒中・心疾患などの高度医療の実施とともに、結核、重度心身障害児（者）や筋ジストロフィー・神経難病、災害医療、へき地医療など、民間では困難な分野を担い、地域医療においても重要な役割をはたしています。

政府は、国立高度専門医療センター（がんセンターなど6施設8病院）を2010年4月に非公務員型独立行政法人化しました。また、国立病院機構144病院すべての独立行政法人を廃止・民営化・民間委託の対象として今年1月20日の閣議で決定しました。

しかし、国民医療の現状は、医師・看護師不足による診療科・病院の閉鎖、公立公的病院の廃止・休止などによって、地域医療が崩壊しかねない状態にあり、必要な医療を受けることができない医療難民・介護難民が広がっています。そのことは、昨年の大震災でも歴然といたしました。震災国日本におきまして、地域医療の崩壊は生活していく上でも大きな問題です。

医師・看護師の配置についても、日本は欧米諸国の数分の一と極めて少なく、第166回通常国会（参議院）において、医師・看護師の増員を求める請願が全会一致で採択されているところです。

また、2008年4月から、4疾患（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿）5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）の医療連携体制を含む新たな都道府県「医療計画」がスタートし、これら県の医療体制を進めるためにも国立病院の役割は重要となっております。感染症対策・不採算医療を国立病院は役割の一環として今日まで取り組んで来たところです。

高齢化社会・社会的環境の変化による新たな医療の対応へ向けることも求められています。

国立病院を民営化にしていくことは、国が責任持つ医療が全て無くなるという医療の危機的状況にもつながります。地域医療と国立病院の充実について、下記の事項を要望いたします。

記

1. 国立病院の廃止・縮小・民営化を行わないこと。
2. 地域の実情と地域住民の要望に応じて、東佐賀病院の機能強化を図ること。
3. 医療の複雑高度化に対応し、安全でゆきとどいた医療・看護を提供するため、国立病院の医師・看護師をはじめ必要な人員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 様  
厚生労働大臣 小宮山 洋子 様

財務大臣 安住 淳 様  
総務大臣 川端 達夫 様

---

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第3号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第3号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第3号は可決されました。

#### 日程第2 意見書案第4号

○議長（大川隆城君）

日程第2. 意見書案第4号 北朝鮮による日本人拉致問題解決を求める意見書（案）、これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

---

意見書案第4号

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

北朝鮮による日本人拉致問題解決を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月14日 提出

---

北朝鮮による日本人拉致問題解決を求める意見書（案）

平成14年、北朝鮮は日本人の拉致を認めて5人の被害者を返しました。しかし、それ以降、5人の被害者の家族の帰還以外全く進展は無い。北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛は筆舌に尽くし難く、更に10年の歳月が経過しました。

政府は、現在17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。それ以外に、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在します。このことは政府も認めている事実です。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を作り、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、未だに具体的成果をあげることができていない。

昨年末、日本人拉致の責任者である前書記長金正日氏が死亡しました。北朝鮮が生きている被害者を死んだと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日氏の責任を認めたくないためでした。その金正日氏の死は、後継者金正恩政権の不安定さと併せて、被害者救出の好機となり得ます。金正恩政権に強く要請し、実質的交渉を実現させなければなりません。

一方で、混乱事態が発生し、拉致被害者の安全が脅かされる危険も出てきました。北朝鮮の混乱に備えた救出作戦の準備を早急に完成させなければなりません。

拉致問題は、我が国に対する重大な主権侵害であり、かつ、許し難い人権侵害であることは言うまでもありません。政府は、今年を勝負の年として、全精力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	野田佳彦様
衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
法務大臣	滝実様
外務大臣	玄葉光一郎様
拉致問題担当大臣	松原仁様

---

以上です。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第4号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第4号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第4号は可決されました。

### 日程第3 意見書案第5号

○議長（大川隆城君）

日程第3. 意見書案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、これから提出

者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

---

意見書案第5号

上峰町議会議長 大川 隆城 様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月14日 提出

---

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割がますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。
3. 地方財政の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 野田佳彦様  
内閣官房長官 藤村修様  
総務大臣 川端達夫様  
財務大臣 安住淳様  
内閣政府特命担当大臣 古川元久様  
(経済財政政策担当)  
経済産業大臣 枝野幸男様

---

以上です。

○議長(大川隆城君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大川隆城君)

ないようですので、意見書案第5号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第5号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大川隆城君)

起立全員であります。よって、意見書案第5号は可決されました。

#### 日程第4 意見書案第6号

○議長(大川隆城君)

日程第4. 意見書案第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書(案)、これから提出者より説明をお願いいたします。

○4番(碓 勝征君)

---

意見書案第6号

上峰町議会議長 大川隆城様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

地方温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の  
構築を求める意見書(案)

上記の意見書(案)を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月14日 提出

---

地方温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の  
構築を求める意見書（案）

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣	野田佳彦様
衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	平田健二様
財務大臣	安住淳様
総務大臣	川端達夫様
国家戦略担当大臣	古川元久様
農林水産大臣	郡司彰様

環 境 大 臣 細 野 豪 志 様  
経 済 産 業 大 臣 枝 野 幸 男 様

---

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第6号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第6号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第6号は可決されました。

#### 日程第5 意見書案第7号

○議長（大川隆城君）

日程第5. 意見書案第7号 農業体質強化基盤整備促進事業の継続・予算の確保を求める意見書（案）、これから提出者より説明をお願いいたします。

○7番（岡 光廣君）

---

意見書案第7号

上峰町議会議長 大 川 隆 城 様

提出者 上峰町議会議員 岡 光 廣

農業体質強化基盤整備促進事業の継続・予算の確保を  
求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月14日 提出

---

農業体質強化基盤整備促進事業の継続・予算の確保を求める意見書（案）

現在我が国の農業は、担い手不足の深刻化や農業従事者の高齢化といった厳しい状況に直面し、活力は低下の一途をたどりつつあります。このような厳しい現状の中においても農業に希望を見出し、安心・安全な農産物を国内外に供給すべく日々努力されておられる農業従事者もおられます。

また、水田農業が優先されるため、麦や大豆の自給力向上につながらず、野菜、畜産など多様な農業発展に支障を及ぼしかねません。今回の農業体質強化基盤整備促進事業において、

新地下水位制御システム（フォアス）を導入することにより、水田農業だけではなく、野菜・果樹・畜産など多様な農業を構築し、生産性を高める基盤整備を促進していかなければなりません。

よって、国におかれましては、予算縮減されております農業体質強化基盤整備促進事業について、事業の継続及び予算の確保をされますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 様  
衆議院議長 横路 孝弘 様  
参議院議長 平田 健二 様  
総務大臣 川端 達夫 様  
財務大臣 安住 淳 様  
農林水産大臣 郡 司 彰 様

---

よろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、意見書案第7号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第7号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、意見書案第7号は可決されました。

日程第6 委員長報告 報告第4号

○議長（大川隆城君）

日程第6. 委員長報告、報告第4号 請願第3号 町道八枚坊所新村線の道路補修工事について、これを議題といたします。

本件につきましては、振興常任委員長の報告を求めます。

○振興常任委員長（岡 光廣君）

それでは審査報告をいたします。

---

報告第4号

平成24年9月14日

請 願 審 査 報 告 書

振興常任委員会

委員長 岡 光 廣

平成24年6月15日、第2回定例会において本委員会に付託された請願第3号について8月17日に委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1. 件 名 請願第3号 町道八枚坊所新村線の道路補修工事について
2. 審査結果 採択すべきもの
3. 主な意見 現地調査の結果、町道八枚坊所新村線は路線の全域において路面の損傷が著しく、地盤の沈下も見受けられる。  
また、当該路線と接続する町道前牟田南北線についても同様の状態にあるため、この2路線は町の主要路線として一体的に改良を図ることが有効である。  
なお、事業実施には社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的に事業を推進すべきである。

---

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、請願第3号は採択とすることに決定いたしました。

日程第7 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第7. 討論・採決。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度上峰町一般会計補正予算（専決第1号））の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第33号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 上峰町防災会議条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 上峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 平成24年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第47号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第47号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第47号を採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

起立全員であります。よって、議案第47号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議案第48号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第48号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

ないようですので、議案第48号を採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

起立全員であります。よって、議案第48号 上峰町教育委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議案第49号 上峰町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して議案第49号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。ないようですので、議案第49号を採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

起立全員であります。よって、議案第49号 上峰町教育委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議案第50号 動産の買い入れについての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（大川隆城君）**

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（大川隆城君）

日程第8. 委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成24年第3回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時10分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 大川隆城

上峰町議会議員 原田 希

上峰町議会議員 寺崎太彦